

重要事項説明書 1

《介護老人保健施設 ひばりのご案内》

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ひばり
- ・開設年月日 平成 15 年 8 月 1 日
- ・所在地 広島市中区昭和町 1-5
- ・電話番号 082-543-5700 ・ファックス番号 082-249-5891
- ・管理者名 加世田 俊一
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(3450180124 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3) 施設の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)	職務の内容
・医師	1	1	0	医学管理を行います
・看護職員	9.5	8	3	健康チェックをします
・薬剤師	0.33	0	1	薬剤の管理を行います
・介護職員	23.8	27	4	日常生活のお世話をします
・支援相談員	1	1	0	利用者、家族の相談を受けます
・理学療法士	1	1	1	基本動作、応用動作等のリハビリをします
・作業療法士		3	0	
・管理栄養士	1	1	0	栄養管理をします
・介護支援専門員	1	1	0	相談、サービス計画の作成などをします
・事務職員	1	2	0	受付業務、その他事務関係をします

(4) 入所定員等 ・定員 100 名(個室:22 室 2 人部屋:7 室 4 人部屋:16 室)

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 8 時 00 分～9 時 00 分

昼食 12 時 00 分～13 時 00 分

夕食 18 時 00 分～19 時 00 分

- ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理美容サービス(委託業者により毎週木曜日に利用可能。)
- ⑩ その他

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人翠清会 翠清会梶川病院
 - ・住 所 広島市中区東千田町1丁目1番23号
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 のぶもと歯科
 - ・住 所 広島市中区宝町9-25 広島クリニックビル3F

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会時間は14:00~17:00です。面会の際は、事務所前に設置してある面会簿に記入して下さい。
- ・ 外出・外泊については、事前に連絡の上、サービスステーションに外出・外泊届けを提出して下さい。
- ・ 飲酒・喫煙は、全館禁止とさせていただきます。
- ・ 火気の取扱いは、施設の安全管理上、全館禁止とさせていただきます。
- ・ 設備・備品の利用時、無断で備品の位置、又は形状を変える事はご遠慮ください。また、故意に施設若しくは物品に障害を与える、またはこれらを施設から持ち出すことはご遠慮ください。場合によっては、賠償していただくこともあります。
- ・ 備品等の持ち込みは、原則禁止です。施設担当者にお尋ねください。
- ・ 金銭・貴重品は盗難防止のため施設内持込はご遠慮ください。
- ・ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、当施設内では禁止とさせていただきます。
- ・ ペットの持ち込みは、衛生管理上禁止とさせていただきます。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年2回

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防水管理者を設置して非常災害対策を行います。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。その他、事務所前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用ください。

<別紙2>

重要事項説明書 2

《短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)について》

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・代理人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医療	介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
リハビリ	リハビリテーションは、施設内で行ないます。施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。
栄養管理	心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。
生活サービス	当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料(厚生労働大臣の定める基準額)

(2) その他の料金

- ① 食費 朝食 450 円、昼食 700 円、夕食 700 円
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額を1日の食費の上限とする。)
- ② 入所者が選定する特別な食事の費用(おやつ代)(1日当たり) 54 円
- ③ 居住費(療養室の利用費)(1日当たり)
 - ・従来型個室 1750 円
 - ・多床室 600 円(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日の居住費の上限とする。)
- ④ 特別な療養室料(1日当たり)
 - ・個室 Aタイプ 1000 円 Bタイプ 700 円
 - ・2人室 700 円
- ⑤ 日常生活品費/1日 400 円
ボディソープ、シャンプー、リンス、箱ティッシュ、綿棒、ペーパータオル、マスク、入浴用バスタオル、おしぼり、口腔ケア用品(歯ブラシ、義歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、スポンジブラシ、ポリドント、コップ、義歯ケース)、食事用エプロン等の費用であり、施設で用意するものを利用する場合。

⑥ 理美容代 実費
理美容を利用の場合。

⑦ その他の費用
家電持込電気代 1点につき 110円/1日

(3) 支払い方法

- ・毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 28 日までにお支払いください。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込の 2 方法があります。短期入所契約時にお選びください。

<別紙3>

重要事項説明書 3

《個人情報の利用目的》

介護老人保健施設ひばりでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務(各種保険証の複写をいただきます)
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設ひばり 短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)利用・利用者負担同意書

介護老人保健施設ひばりを入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<代理人>

住 所

電話番号

氏 名

印

利用者との関係()

介護老人保健施設 ひばり
管理者 加世田 俊一 殿

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	